



# 山形県公報

令和5年9月8日(金)  
第436号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……917
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……918
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……919
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 令和5年2月県告示第82号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………(建築住宅課) ……920

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………921
- 政治団体の解散……………922
- 資金管理団体の指定……………同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………923

### 公 告

- 令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業創造振興課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……924
- 同……………(同) ……925
- 同……………(同) ……926
- 一般競争入札の公告……………(専門職大学整備推進課) ……928
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(建設企画課) ……929
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……930

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第633号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名    | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類 | 廃止年月日   |
|-----------------------|---------------------------------------|---------|---------|
| 特定非営利活動法人グループホームらふらんす | らふらんす東根サポートセンター<br>東根市大字野川1318        | 通所介護    | 令和5.7.1 |
| 社会福祉法人上山市社会福祉協議会      | 上山市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所<br>上山市南町4番5-12号 | 訪問入浴介護  | 同 7.31  |

**山形県告示第634号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類    | 廃止年月日    |
|----------------------|---------------------------------------|------------|----------|
| 社会福祉法人上山市社会福祉協議会     | 上山市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所<br>上山市南町4番5-12号 | 介護予防訪問入浴介護 | 令和5.7.31 |

**山形県告示第635号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡西川町大字海味1343番地の4
- 3 認可年月日  
令和5年9月1日

**山形県告示第636号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所の掲示場に掲示した。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字岩石11番21、11番33、11番84  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤昌雄  
(3) 通知の要旨  
令和5年7月4日付け農林水産省告示第825号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字岩石11番49  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤仁  
(3) 通知の要旨

- 令和5年7月4日付け農林水産省告示第825号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字岩石11番56
  - (2) 森林所有者の氏名  
佐藤與郎
  - (3) 通知の要旨  
令和5年7月4日付け農林水産省告示第825号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字岩石11番83、11番104
  - (2) 森林所有者の氏名  
遠藤重郎
  - (3) 通知の要旨  
令和5年7月4日付け農林水産省告示第825号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

#### 山形県告示第637号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市、上市市、天童市、東村山郡山辺町、同郡中山町、寒河江市、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡大石田町
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年9月20日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路管理）

#### 山形県告示第638号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西村山郡朝日町大字杉山地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月30日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

#### 山形県告示第639号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町の一部、同郡飯豊町の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年9月8日から令和5年6月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

**山形県告示第640号**

令和5年2月県告示第82号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、令和5年12月1日から施行する。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|             |      |        |         |           |         |
|-------------|------|--------|---------|-----------|---------|
| 県営五十鈴アパート1号 | 51.2 | 0.94   | 26,300  | を<br>風呂無し |         |
|             | 51.2 | 0.94   | 26,300  |           |         |
|             | 51.2 | 0.94   | 26,300  |           |         |
|             |      | 0.88   | 26,300  |           |         |
| 県営五十鈴アパート1号 | 51.2 | 0.94   | 26,300  | に改める。     |         |
|             |      | 0.98   | 79,000  |           | 令和5年度改善 |
|             | 51.2 | 0.94   | 26,300  |           | 令和5年度改善 |
|             |      | 0.98   | 79,000  |           | 令和5年度改善 |
|             | 51.2 | 0.94   | 26,300  |           | 風呂無し    |
| 0.88        |      | 26,300 | 令和5年度改善 |           |         |

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第36号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年9月8日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|------------------|---------|----------|-----------------|----------------|
| 自由民主党山形県東置賜郡第五支部 | 相 田 日出夫 | 田 宮 利 男  | 東置賜郡高島町大字高島1039 | 令和<br>5. 6. 28 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                         | 届出年月日         |
|-----------|---------|----------|------------------------------------|---------------|
| 大泉正信後援会   | 武 田 義 雄 | 武 田 義 雄  | 寒河江市大字高屋字西浦413番地 ビレッジハウス高屋2号棟302号室 | 令和<br>5. 3. 3 |
| 遠藤すみお後援会  | 船 山 源 一 | 遠 藤 純 雄  | 西置賜郡飯豊町大字添川1643番地                  | 同<br>4. 10    |
| 青木じょう後援会  | 青 木 讓   | 鈴 木 広 樹  | 村山市楯岡楯2-15                         | 同<br>4. 12    |
| 菅藤まさき後援会  | 菅 藤 昌 己 | 菅 藤 守    | 尾花沢市大字尾花沢3333番地1                   | 同<br>4. 17    |
| 本間ともひろ後援会 | 今 野 徹   | 阿 部 勝 志  | 飽海郡遊佐町遊佐字京田20番地                    | 同<br>4. 28    |

|               |         |         |                |            |
|---------------|---------|---------|----------------|------------|
| よこやま愛の会       | 横 山 愛   | 横 山 和 也 | 天童市田鶴町四丁目11番6号 | 同<br>7. 3  |
| 奥山ひでゆき後援会     | 奥 山 英 幸 | 奥 山 善 幸 | 西村山郡河北町字畑中90番地 | 同          |
| 富樫義人後援会       | 富 樫 義 人 | 池 田 貢   | 最上郡戸沢村古口93-3   | 同<br>7. 7  |
| みんなで新庄の未来を創る会 | 佐 藤 浩 治 | 石 井 昭 一 | 新庄市大字萩野字塩野385  | 同<br>7. 10 |

山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和5年9月8日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 異 動 事 項    | 内 容         |             | 異動年月日          |
|-----------------|---------|------------|-------------|-------------|----------------|
|                 |         |            | 新           | 旧           |                |
| 自由民主党山形県新庄市第三支部 | 佐 藤 文 一 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市小田島町7-48 | 新庄市小田島町7-53 | 令和<br>5. 4. 17 |
| 自由民主党金山町支部      | 栗 田 保 則 | 代表者の氏名     | 栗 田 保 則     | 矢 口 政 一     | 同<br>7. 1      |
|                 |         | 会計責任者の氏名   | 白 岩 匠       | 寒 河 江 宏 一   |                |
| 自由民主党新庄市支部      | 伊 藤 誠 之 | 会計責任者の氏名   | 小 野 周 一     | 永 井 敏 行     | 同              |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 異 動 事 項    | 内 容         |           | 異動年月日          |
|-----------------|---------|------------|-------------|-----------|----------------|
|                 |         |            | 新           | 旧         |                |
| 小野よしお後援会（政修会）   | 上 林 次 雄 | 会計責任者の氏名   | 小 野 由 夫     | 成 澤 鋼 一   | 令和<br>5. 1. 15 |
| まつだ収作を励ます会      | 山 田 明 良 | 会計責任者の氏名   | 松 田 安 央     | 富 樫 薫     | 同<br>3. 12     |
| 山形県ビルメンテナンス政治連盟 | 黒 田 利 夫 | 会計責任者の氏名   | 安 彦 孝 義     | 長 嶋 利 明   | 同<br>4. 1      |
| 佐藤文一を応援する会      | 田 澤 雅 宏 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市小田島町7-53 | 新庄市本町3-51 | 同<br>4. 17     |
| 斉藤みちよ後援会        | 柴 崎 リ サ | 代表者の氏名     | 柴 崎 リ サ     | 小 山 田 リ サ | 同<br>6. 5      |
| 山形県歯科衛生士連盟      | 吉 田 裕 子 | 代表者の氏名     | 吉 田 裕 子     | 佐 藤 み どり  | 同<br>7. 1      |

**山形県選挙管理委員会告示第38号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年9月8日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名  | 解散年月日      |
|---------------|---------|------------|
| 寒河江新風会        | 阿部孝一    | 令和 4.11.25 |
| たけべ広子と未来をつくる会 | 佐藤広子    | 令和 5. 1.20 |
| 秀朋会           | 渡部秀勝    | 令和 5. 6.17 |
| 渡部秀勝後援会       | 八 鍬 良 一 | 令和 5. 6.17 |
| 榎本政規後援会       | 中 村 修 一 | 令和 5. 7.12 |
| 遠藤章一後援会       | 江 袋 忍   | 令和 5. 7.12 |

**山形県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和5年9月8日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 指定年月日         |
|-----------------------|----------|-----------|------------------|---------------|
| 青木 讓                  | 村山市議会議員  | 青木じょう後援会  | 村山市楯岡楯2-15       | 令和<br>5. 4.12 |
| 菅 藤 昌 己               | 尾花沢市議会議員 | 菅藤まさき後援会  | 尾花沢市大字尾花沢3333番地1 | 同<br>4.16     |
| 横 山 愛                 | 天童市議会議員  | よこやま愛の会   | 天童市田鶴町四丁目11番6号   | 同<br>6.30     |

**山形県選挙管理委員会告示第40号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和5年9月8日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称   | 異動事項  | 内 容     |         | 異動年月日          |
|------------------|-------------|-------|---------|---------|----------------|
|                  |             |       | 新       | 旧       |                |
| 江 口 暢 子          | 江口ようこを応援する会 | 公職の種類 | 山形県議会議員 | 酒田市議会議員 | 令和<br>5. 4. 30 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年9月8日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称     | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 佐 藤 広 子          | たけべ広子と未来をつくる会 | 令和 5. 1. 20     |
| 渡 部 秀 勝          | 秀朋会           | 令和 5. 6. 17     |

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年11月10日（金） 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号

#### 2 受験手続

受験願書を令和5年10月2日（月）から同月13日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

#### 3 その他

詳細については、産業労働部産業創造振興課鉦山鉦害防止・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）びっくり市山形北店  
山形市北町三丁目559番1

#### 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称            | 住 所       | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------|---------|
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市万代1番2号 | 野 川 喜 弘 |

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年4月26日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,781平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 62台
- (2) 駐輪場の収容台数 15台
- (3) 荷さばき施設の面積 216平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前6時10分
  - ロ 閉店時刻 午後8時50分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

7 届出年月日

令和5年8月25日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年1月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ天童鞆ノ町店  
天童市鞆ノ町一丁目1番6号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称       | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 株式会社須藤不動産 | 天童市芳賀タウン北三丁目2番11号 | 須 藤 芳 男 |

（変更後）

| 名 称            | 住 所          | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------|---------|
| 株式会社須藤ホールディングス | 天童市小関一丁目4番1号 | 須 藤 芳 男 |

3 変更年月日

令和5年8月1日

4 届出年月日

令和5年8月24日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年1月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ長岡店

天童市中里七丁目4番29号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 古 山 利 昭 |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

| 名 称            | 所 在 地          |
|----------------|----------------|
| (仮称)ヤマザワ天童新長岡店 | 天童市中里七丁目4番29号外 |

（変更後）

| 名 称           | 所 在 地          |
|---------------|----------------|
| ヤ マ ザ ワ 長 岡 店 | 天童市中里七丁目4番29号外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 古 山 利 昭 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号    | 古 山 利 昭 |
| 株 式 会 社 良 品 計 画 | 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号 | 堂 前 宣 夫 |
| 未 定             |                   |         |

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に係る事項 令和5年2月16日
- (2) 3の(2)に係る事項 令和6年4月26日

5 届出年月日

令和5年8月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年1月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に  
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ長岡店  
天童市中里七丁目4番29号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 古 山 利 昭 |

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2,264平方メートル  
(変更後) 4,187平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ロ 駐輪場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ハ 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ニ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヤマザワ      | 午前9時    | 翌午前0時   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヤマザワ      | 午前9時    | 翌午前0時   |
| 株式会社良品計画      | 午前10時   | 午後8時    |
| 未定            | 午前9時    | 午後9時    |

ロ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

令和6年4月26日

5 届出年月日

令和5年8月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年1月9日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、東北農林専門職大学附属図書館開館準備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年10月19日（木） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 東北農林専門職大学附属図書館開館準備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市大字角沢1366番地 山形県農林水産部専門職大学整備推進課農林大学校駐在  
電話番号 0233(25)8303
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県農林水産部専門職大学整備推進課農林大学校駐在で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年10月6日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月2日（月）午後5時までに山形県農林水産部専門職大学整備推進課農林大学校駐在に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Preparation work for the opening of the Tohoku Professional University of Agriculture and Forestry library: 1 set

(2) Time limit for tender: 1:30 P.M. October 19, 2023

(3) Contact point for the notice: Professional University Development Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Yamagata Prefectural Government, located at the Yamagata Prefectural College of Agriculture and Forestry, 1366 Tsunozawa, Shinjo-shi, Yamagata-ken, 996-0052 Japan TEL 0233(25)8303

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県電子入札システム運用管理業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(630)2175

## 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年8月3日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社日立システムズ東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号

## 5 随意契約に係る契約金額 11,389,268円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 1,787台

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718

- 3 落札者を決定した日 令和5年8月10日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形パナソニック株式会社 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 落札金額 123,784,100円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和5年6月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年7月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月8日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関37箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関               | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------------------|-----------|-------------|-------|
| 農 林 大 学 校                 | 令和5年7月13日 | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 最 上 電 気 水 道 事 務 所         | 令和5年7月13日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 中 央 病 院                   | 令和5年7月13日 | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 新 庄 病 院                   | 令和5年7月13日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 最 上 総 合 支 庁 総 務 企 画 部     | 令和5年7月19日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 最 上 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 | 令和5年7月19日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 最 上 総 合 支 庁 産 業 経 済 部     | 令和5年7月19日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 最 上 総 合 支 庁 建 設 部         | 令和5年7月19日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 置 賜 総 合 支 庁 総 務 企 画 部     | 令和5年7月19日 | 高橋委員        | 海老名委員 |

|                     |           |      |       |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 置賜総合支庁保健福祉環境部       | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部         | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁建設部           | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁総務企画部         | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部       | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁産業経済部         | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁建設部           | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 庄内総合支庁総務企画部         | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部       | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内総合支庁産業経済部         | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内総合支庁建設部           | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 企 業 局               | 令和5年7月24日 | 奥山委員 | 松田委員  |
|                     |           | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 病 院 事 業 局           | 令和5年7月24日 | 奥山委員 | 松田委員  |
|                     |           | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 市 町 村 課             | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 移住定住・地域活力創生課        | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 防 災 危 機 管 理 課       | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 消 防 救 急 課           | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 消 費 生 活 ・ 地 域 安 全 課 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 食 品 安 全 衛 生 課       | 令和5年7月28日 | 松田委員 | —     |
| 環 境 企 画 課           | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

|                       |           |      |       |
|-----------------------|-----------|------|-------|
| 水 大 気 環 境 課           | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 循 環 型 社 会 推 進 課       | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| み ど り 自 然 課           | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 子 ど も 成 育 支 援 課       | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 子 ど も 家 庭 福 祉 課       | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 多 様 性 ・ 女 性 若 者 活 躍 課 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである

イ 中央病院

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

- a 行政財産目的外使用許可に係る使用料の調定手続において、納期限の設定が適切でないもの 58件  
主な事例は以下のとおり

郵便ポスト設置に係る土地建物使用料  
 調定日 令和4年4月30日  
 納期限とすべき日 令和4年5月15日  
 納期限 令和4年5月31日

- b 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件  
土地建物使用料（ボイラー実技指定講習に係る使用料）

調定すべき日 令和4年4月1日  
 調定日 令和4年12月19日  
 調定額 18,316円

(ロ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

助産に係る料金の調定額を誤ったもの 16,330件 合計 1,605,600円  
 病衣使用料、妊娠反応検査料等

誤徴収が判明した期間 平成24年4月1日から令和4年9月30日まで

ロ 新庄病院

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

職員の報酬、給与及び期末勤勉手当から源泉徴収処理した「源泉徴収所得税」及び「復興特別所得税」につき、法定納期限まで納付せず、遅延が発生したため、「延滞税」及び「不納付加算税」を発生させたもの

延滞税額 38,000円  
 不納付加算税額 313,500円

(ロ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

令和元年度から令和3年度にかけて、減額すべき医業未収金が減額処理されておらず、収益が過大に計上されていたもの 28件 合計 206,388,418円

主な事例は以下のとおり

令和3年度 12件 165,807,790円

ハ 置賜総合支庁総務企画部

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計 13,911,700円

主な事例は以下のとおり

令和3年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第3工区工事

検査日 令和4年5月23日

請求書受理日 令和4年9月15日

支払日 令和4年10月21日

支出額 7,788,000円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 2件 合計 151,982,300円

主な事例は以下のとおり

令和3年度川戸・金剛地区農村地域防災減災事業(ため池整備)第1工区工事

検査日 令和4年12月7日

請求書受理日 令和5年2月10日

支払日 令和5年3月14日

支出額 71,507,400円

ニ 置賜総合支庁建設部

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に特記仕様書の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和4年度置賜家畜保健衛生所改築工事基本及び実施設計業務委託

(ロ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

予定価格及び最低制限価格の積算を誤って落札決定したため、契約を解除したもの 1件

令和4年度土砂災害対策事業(砂防自然災害防止急傾斜・補正)平谷地測量及び法面詳細設計業務委託

ホ 村山総合支庁保健福祉環境部

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

特別児童扶養手当の有期再認定の事案について、障害等級変更の適用月を誤り、手当額を誤って支給したものの 1件

令和4年3月分

誤支給額 34,900円

正支給額 52,400円

追給額 17,500円

ヘ 村山総合支庁建設部

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計 1,530,100円

主な事例は以下のとおり

令和3年度(明許)土砂災害対策事業(砂防自然災害防止)蟹足沢工事用道路工事設計等業務委託

請求書受理日 令和4年7月1日

支払期限 令和4年7月15日

支払日 令和4年7月29日

支出額 892,100円

ト 庄内総合支庁総務企画部

(イ) 事務執行体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で支出額の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支出額を誤ったもので1万円以上のもの 1件

庁舎衛生管理業務委託料

既支出額 335,944円

正支出額 355,944円

不足額 20,000円

(ロ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

自動車税（種別割）の課税において、教習車（課税免除）が小型乗用車（課税）に構造変更されていたが、課税が漏れていたもの 6件 合計 796,900円（うち時効消滅額343,400円）

主な事例は以下のとおり

課税漏れ額 181,100円（うち時効消滅額77,600円）

チ 庄内総合支庁産業経済部

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

2年連続で不適切な入札事務を繰り返すなど、内部けん制が的確に機能していないもの

低入札価格調査制度による入札において、落札者の決定を保留すべきところ、誤って落札者を決定したため、落札決定を取り消したもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和4年度岡山地区経営体育成基盤整備事業区画整理工実施設計業務委託

リ 企業局

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に設計書に添付した参考資料の誤りが判明し、入札事務が適切でないまま契約を継続しているもの 1件

令和4年度小水力発電丹南発電所地質調査・解析等業務委託

ヌ 病院事業局

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

消費税非課税扱いの助産に係る料金について、山形県立病院料金規程に非課税料金の設定がない項目があったため誤って消費税相当額を徴収していたもの 587件 合計 83,618円

非紹介患者初診加算料等

誤徴収が判明した期間 平成24年4月1日から令和4年9月30日まで

ル 消防救急課

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

消防防災航空隊の時間外勤務命令簿の不備により、時間外勤務手当の算定を誤り、追給を要するもの 14件 合計 84,105円

主な事例は以下のとおり

令和2年度から令和4年度支給分まで

既支給額 0円

正支給額 9,694円

要追給額 9,694円

ヲ 環境企画課

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件

山形県民CO2削減価値創出事業収入

納期限 令和5年3月20日

納入日 令和5年4月12日

金額 1,142,240円

ワ エネルギー政策推進課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金

実績報告日 令和4年9月5日

額の確定日 令和5年3月7日

カ みどり自然課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で財産台帳への記載が滞るなど、内部けん制が的確に機能していないもの

財産台帳への記載が滞っているもの 3件

主な事例は以下のとおり

元休憩所（四阿） 22.83㎡

(ロ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

契約の締結又は履行が適切でないもの

a 建設工事請負契約において、契約保証金の納付前に契約を締結したもの 1件

令和4年度施設維持補修費蔵王国定公園お清水刈田線外木橋再整備工事

契約締結日 令和4年7月11日

契約金額 1,276,000円

契約保証金納入日 令和4年7月12日

契約保証金額 127,600円

b 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続きが行われていないもの 1件

令和3年度（債務負担行為）県立自然博物館管理運営事業費 磐梯朝日国立公園県立自然博物館木製橋梁復旧工事

契約保証金額 279,400円

当初工期 令和4年4月12日から令和4年5月31日まで

第1回契約変更後工期 令和4年4月12日から令和4年7月29日まで

第2回契約変更後工期 令和4年4月12日から令和4年8月31日まで

不足する日数 92日間

(ハ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国交付金を財源とする事務の執行について、交付申請手続に遺漏があったため、一部、国からの交付金を財源とすることができず、一般財源から支出したもの

令和4年度環境保全施設整備事業磐梯朝日国立公園志津博物展示施設滅菌室屋根等修繕工事

執行額 2,365,000円

うち、国からの交付金を財源とすることができなかった金額 182,000円

ヨ 子ども成育支援課

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る事務が漏れていたことにより、一部、国からの補助金を財源とすることができず、一般財源から支出したもの

令和4年度山形県私立学校一般補助金(幼稚園等分)

補助金額 1,188,000円

うち、国からの補助金を財源とすることができなかった金額 594,000円

(ロ) 前年の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないもの

実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 37件

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県子どものための教育・保育給付費補助金

実績報告日 令和4年6月30日

額の確定日 令和5年1月13日(国通知)

額の確定日 令和5年3月14日(県通知)

タ 子ども家庭福祉課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

県費で支出すべき費用に関し職員が私費で支払ったものについて、事実確認に時間を要し、相手方に出所不明の資金を保管させていたもの 2件 合計1,330,000円

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県面会交流支援事業業務委託に係る概算払

私費による支払日 令和3年8月13日

私費による支出額 850,000円

私費による支払の返還日 令和4年11月24日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 文書の管理事務が適正に行われていないもの(庄内総合支庁総務企画部)

ロ 収入

(イ) 調定額を誤った1万円以上のもの(最上総合支庁総務企画部、村山総合支庁総務企画部、子ども成育支援課)

(ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの(村山総合支庁総務企画部、村山総合支庁建設部、庄内総合支庁産業経済部)

(ハ) 領収している現金の一部について、現金出納簿の記載がなされておらず、かつ、現金払込書で払い込むべきところ、納入通知書で払い込んだもの(最上総合支庁保健福祉環境部)

(ニ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの(最上総合支庁保健福祉環境部)

ハ 支出

(イ) 事後に支出負担行為をしているもの(置賜総合支庁総務企画部)

(ロ) 支払期限内に支払をしていないもの(子ども家庭福祉課)

(ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの(最上総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁産業経済部)

(ニ) 支払の遅延により、遅延利息を発生させたもの(庄内総合支庁産業経済部)

(ホ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(新庄病院)

(ハ) 建設工事請負契約の変更に伴う前払金返還に係る手続きがされていないもの(庄内総合支庁産業経済部)

ニ 補助金

(イ) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの(最上総合支庁保健福祉環境部)

- (ロ) 補助金の支払時期が適切でないもの（村山総合支庁保健福祉環境部）
- (ハ) 事業に要する経費の減額を行っているにもかかわらず、交付要綱に規程する変更の承認手続を行っていないもの（村山総合支庁保健福祉環境部）
- (ニ) 負担金について、3割を超える増額に係る計画変更承認後に、変更交付決定の手続きを行っていないもの（子ども成育支援課）

ホ その他

- (イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、措置又は改善を行っていないもの（中央病院）

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 正 誤   |         | 正       |
|-------------|-----------|-----|-------|---------|---------|
|             |           |     | 行     | 誤       |         |
| 令和 5. 8. 29 | 第433号     | 884 | 下から 9 | 村山市大字   | 同       |
| 同           | 同         | 同   | 下から 7 | 同       | 村山市大字   |
| 同           | 同         | 885 | 下から18 | 39番 1   | 39番 3   |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 187     | 150     |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 187. 29 | 150. 61 |
| 同           | 同         | 同   | 下から10 | 7番 1    | 7番 8    |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 285     | 228     |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 285. 87 | 228. 49 |
| 同           | 同         | 同   | 下から 6 | 49番     | 49番 2   |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 50      | 49      |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 52. 81  | 49. 23  |
| 同           | 同         | 同   | 下から 2 | 38番     | 38番 2   |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 294     | 49      |
| 同           | 同         | 同   | 同     | 525. 32 | 49. 27  |

令和5年9月8日印刷  
令和5年9月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県